

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、急速に変化する経営環境のなか、経営基盤の確立、競争力の追求の強化を実現するため、取締役による意思決定の迅速化を図るとともに、責任の明確化、内部統制システムを整備・運用し、コーポレート・ガバナンスの拡充を進めております。また、会社法に基づいた株主総会、取締役会及び監査役会の運営を徹底するほか、全社プロセス及び業務プロセス上の統制活動を充実させることによって、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、株主、投資家の皆様に公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則をすべて遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
荻野 利浩	644,200	47.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NORTHERN TRUST GUERNSEY NON TREATY CLIENTS	54,400	4.01
中谷 宅雄	43,400	3.20
吉岡 裕之	26,700	1.96
東武住販社員持株会	25,700	1.89
川口 則子	23,600	1.74
大阪中小企業投資育成株式会社	22,700	1.67
若杉 精三郎	19,000	1.40
吉見 和人	18,800	1.38
荻野 しとみ	16,800	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ、福岡 Q-Board

決算期

5 月

業種

不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白水 一信	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白水 一信		白水一信氏は、当社と会社法上及び金融商品取引法上の監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、平成25年8月に退職しております。	企業経営の経験を有しておりませんが、公認会計士として多くの上場企業の監査業務に携わった経験を持ち、コーポレートガバナンスにも精通しているうえ、財務及び会計に関する相当程度の専門的な知見を有しており、財務及び会計の面から経営の妥当性を判断できると考えられるためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室及び監査役と会計監査人の間の情報交換、意見交換については、四半期ごとの報告会等で情報共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

また、監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つため、積極的に情報交換を行い、内部監査室から、年度監査計画や監査結果に関する報告書が監査役に提出され、必要に応じ、内部監査室の実査にも同行しております。さらに、毎月実施している定例でのミーティング以外でも、随時打合せを持ち、内部監査結果の報告の聴取、リスク管理やコンプライアンス等に関する意見交換を行っております。他にも、監査役は会計監査人による監査への立会いを適宜、行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
植田 文雄	公認会計士													
鈴木 朋絵（戸籍上氏名：浜崎朋絵）	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植田 文雄		植田文雄氏は、当社と会社法上及び金融商品取引法上の監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、平成13年8月に退職しております。	公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を有しているためであります。
鈴木 朋絵（戸籍上氏名：浜崎朋絵）	○	当社との間で利害関係はありません。	弁護士としての経験、法律に関する専門的な知識及び知見を有しているためであります。また、独立役員として同氏を指定した理由は、弁護士として高い公正性を有しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、現在、社外取締役1名及び社外監査役2名のうち1名を独立役員に指名しておりますが、今後は、事業規模等に応じて、社外取締役や社外監査役から独立役員を追加する考えであります。

なお、当社は、健全なコーポレートガバナンスを確立すべく、平成26年8月開催の定時株主総会において社外取締役1名を選任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は平成23年4月26日に取締役4名（発行時には5名）に対して、44個のストックオプションを付与しておりましたが、本報告書提出日現在、当該ストックオプションはすべて行使され、残高がありません。
現在は取締役に対するインセンティブ付与がありませんが、業績向上に対する意欲や士気を高めること及び優秀な人材の確保を図ることを目的として、導入を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年5月期における取締役の報酬は、以下のとおりであります。
取締役 7名（社外取締役1名） 38,635千円（社外取締役1,800千円）
監査役 3名（社外監査役2名） 9,030千円（社外監査役2,490千円）
（注）1.上記の社外監査役の支給額及び支給人員には平成27年8月27日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2.上記には、使用人兼務取締役5名に対する使用人給与相当額18,853千円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。
当該社外取締役及び社外監査役と当社の内部統制部門との関係につきましては、社外取締役あるいは社外監査役の求めに応じて聴取を受ける、法定開示書類等を事前に社外取締役及び社外監査役へ提出する、取締役会の参考資料を事前に配布する等により、情報提供を行っております。また、内部通報制度により、社外取締役あるいは社外監査役は内部統制部門から取締役等による不正の告発を受ける仕組みがあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は会社法に基づく株主総会及び取締役会のほか、監査役3名（うち社外監査役2名）により構成される監査役会及び会計監査人を設置し、独立した立場から監査を受けております。当社の機関は、以下のとおりであります。

〔取締役会〕

当社の取締役会は取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されております。当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する機能を有しています。

当社の各取締役は、会社法、関連法令及び定款、取締役会規程等の社内諸規程に準拠して業務を執行しております。代表取締役社長は、取締役会において選定され、各取締役の業務執行に関して管掌業務の分担を提案しております。取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、当社の重要な意思決定機関としてスピーディーで戦略的な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の報告等を行っております。

〔監査役会〕

監査役会は監査役3名で構成され、うち2名が社外監査役であります。上場会社勤務で培われた経験及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しております。また、監査役会は原則として毎月1回開催され、各監査役は監査役会を活用して監査の実効性の確保に努めています。監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席しております。

以下、各監査役の選任の理由について列挙します。野口英信氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。植田文雄氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を有しております。鈴木朋絵氏（戸籍上氏名：浜崎朋絵）は、弁護士としての経験、法律に関する専門的な知識及び知見を有しております。

〔経営会議〕

経営会議は、取締役、監査役、部長、その他代表取締役社長が指名した者で構成され、事業運営上の各種重要事項の審議、決裁を行うほか、予算立案に関する審議及び月次業績の状況に関する報告等を行っております。

〔内部監査〕

内部監査室(1名在籍)は、代表取締役社長直轄の部署として設けられており、年間監査計画に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役社長及び被監査部門長に報告されております。

〔会計監査人〕

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、必要な会計情報、内部統制情報の提供を行い、公正妥当な監査が行える環境を整備しております。同監査法人からは、独立の立場において、金融商品取引法に準拠した会計及び内部統制監査を受けるほか、必要に応じて、会計及び内部統制に関する課題について指導、助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社の規模、経営リスク等を鑑み、経営の中枢機能としての取締役会(取締役6名、うち社外取締役1名)及び監査機能としての監査役会(監査役3名、うち社外監査役2名)を設置しております。今後については、会社の業容拡大等に応じて、これらの構成員の増加を検討してまいり所存です。また、コーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、社外取締役1名を選任しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化に向けて、鋭意努力するとともに、早期発送ができるよう取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は5月となっており、定時株主総会については、集中日を回避して開催可能であります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、招集通知の英文提供を行っておりません。しかしながら、今後外国人株主の状況を鑑みて、検討してまいります。
その他	当社は、株主が参加しやすいように株主総会の開催場所として駅等の交通機関の発着場所の近接地としております。 また、総会招集通知等を招集通知の発送日の7日前に日本取引所グループ及び当社ホームページに掲示いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、以下のディスクロージャーポリシーを当社ホームページ等に掲載しております。 1. IR活動の目的と基本方針について 当社は、株主や投資家のみなさまに「公正」かつ「タイムリー」に会社情報を提供するため、積極的なIR活動に取り組んでいます。金融商品取引法および証券取引所の規則などに定められる手順をふまえた業績および財務内容の発表のほかにも、経営戦略やトップマネジメントの声など、株主や投資家のみなさまにとって分かりやすく、迅速にIR情報をお届けすることを基本方針としています。 2. 情報開示情報の開示方法について 当社は、重要な会社情報などの金融商品取引法および証券取引所の規則で定められている開示項目については、証券取引所への事前説明を行った上で、同取引所の適時開示システムにて公開していきます。また、それと同時に、発表後できる限り速やかに、当社ホームページに掲載いたします。また、それ以外の情報に関しても、株主および投資家のみなさまの投資判断に役立つ情報については、自主的な開示を行い、原則、当社ホームページに掲載するよう努めております。 3. ホームページによる情報開示について 当社で開示する情報については、インターネット上の当社ホームページの「IR情報」に迅速に掲載することに努めておりますが、予期せぬ技術的な問題などによって掲載する時期が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 4. 未公開情報の取扱いについて 当社が印刷物、ホームページ、電話によるお問い合わせ、マスコミからの取材などにおいて公開する情報は、すでに公表または周知となった当社に関する事実もしくは一般的なビジネス環境などに限ります。未公開情報については、一切言及いたしません。 5. 自粛期間について 当社では、決算発表資料の準備期間中に株価に影響のある情報が漏洩することを防ぐため、決算日(四半期決算を含む。)から決算発表までの期間を「自粛期間」とし、決算に関するコメントや質問への回答は控えさせていただきます。ただし、「自粛期間」中に重要な事実が発生した場合については、適時、情報開示を行います。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、証券会社及び証券取引所主催の個人投資家向けの説明会を機会をとらえて実施してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、随時アナリスト向け決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載		

	当社ホームページにIRページを設け、適時開示情報、その他投資家の参考になる情報等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部総務課
その他	公益社団法人日本証券アナリスト協会の検定会員を雇用し、投資家サイドの情報収集に努めております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「株式会社東武住販 行動規範」を定め、顧客、取引先、株主、債権者、社員、地域社会に貢献する方針を明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「エコモデル創造業」を事業コンセプトとして掲げており、中古住宅の再生販売を主力事業としております。当社が中古住宅の流通市場を活性化することにより、中古住宅の長期使用を促し、建て替え等による廃材の排出を抑制することになると考えております。今後とも、様々な形でエコを事業に取り入れてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対しては、適時、適切な情報開示に努めていく方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、以下の基本方針を決定し、体制強化に取り組んでいる状況であります。

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

当社取締役会は会社法第362条第4項第6号に基づく体制の整備について、以下のとおり定め、あわせて反社会的勢力排除の体制を構築する。

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、月1回以上開催する取締役会において、法令、定款及び取締役会規程等に基づき、重要な事項に関する審議・決定及び取締役の職務執行状況に関する報告を行う。取締役は、忠実義務及び善管注意義務に従い職務を執行するとともに、コンプライアンス体制の充実及び使用人の監督・指導を行う。

当社は、監査役会を設置し、監査の独立性及び実効性の向上に努める。

監査役は、各取締役及びその監督下にある使用人から、取締役の職務に関する情報を適宜聴取するとともに、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況の適法性及び適正性について監査を行い、必要に応じて意見を述べる。

また、会計監査人を設置し、専門的かつ独立的な会計監査を受ける。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書・電磁的記録については、機密等に配慮するとともに、文書管理規程に従って保存及び管理を行うものとする。

なお、上記文書・電磁的記録は、監査役からの閲覧の請求に適時応じる体制を構築する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門及びリスク管理委員会はリスク管理・緊急時対応規程に基づき、リスクの抽出・調査及び対応策の立案・実行を行う。また、連絡網を整備して、リスク管理委員会が各部門に所属する使用人から、必要に応じて情報を収集する体制を構築する。

全社的なリスクの管理については、リスク管理委員会が行い、各部門の所管業務に付随するリスクの管理については、当該各部門が行う。

リスクに関する諸問題が発生した場合は、全社横断組織として緊急対策委員会を設置し、対処する。さらにBCPを定めて、事業存続に関する緊急時のリスクを認識し、発生時に迅速に対応するため、平時より適正かつ有効な対策や対応態勢を整備し、社内に周知することに努める。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会で決定した管掌範囲において、収集された職務に関する情報の処理の迅速化、情報の伝達ルートの最適化及び情報の共有化等を促進することで、職務執行の効率化に努める。また、取締役は、使用人に対しても、業務の効率化について、指導を行う。

各組織の業務分掌、各職位の職責及び権限は、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により明文化することで、業務分掌及び指揮命令系統を明確化する。

5.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、倫理・コンプライアンス規程に基づき、日常的なコンプライアンス意識の高揚、コンプライアンス体制の明確化を行うものとする。

また、代表取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設置し、法令及び社内ルールの遵守状況等について、内部監査を行う。

さらに、内部通報体制について、内部通報規程に定め、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請がある場合には、監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人を監査役会で選任し、当該使用人に対する指揮命令権は監査役会に委譲されたものとして、取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとする。

なお、当該使用人に対する人事評価及び懲戒をする場合には、監査役会の同意を要するものとする。

7.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役会その他重要会議への出席、日常の監査により、重要事項の報告を受ける。

取締役及び使用人が監査役及び監査役会に報告すべき重要事項は、次のとおりとする。

ア)取締役及び使用人の法令違反、不正行為等

イ)取締役及び使用人の競業的行為、当社を相手方とする取引、内部者取引等

ウ)財務諸表に甚大な影響を与える緊急・非常事態

エ)その他、当社の経営に関わる重要な事項及び当社に重大な影響を及ぼす事項

8.監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

就業規則を運用すること等により、監査役への報告を理由に当該報告者が不利な取扱いを受けない体制を構築する。

9.監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。

また、監査役は、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、内部監査室、会計監査人等と連携することにより、監査の網羅性等を確認するほか、独自に外部専門家(弁護士、公認会計士等)に対し、その意見を求めることができることとする。

11.反社会的勢力排除に向けた体制

取締役及び使用人は、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を反社会的勢力排除の基本方針に掲げ、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備する。

また、反社会的勢力排除に関する社内研修の実施、外部の専門機関との連携による情報の収集等を行う。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

更新

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、「倫理・コンプライアンス規程」において行動規範を制定し、その中で、反社会的勢力排除に対する基本方針として、「当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力および団体とは、断固として対決する。」と定めております。

これを受け、当社の主要な会議(全体会議等)や各拠点で実施している朝礼等の機会を利用し、その内容の説明及び唱和を行うことで、周知徹底を図っております。また、年間計画に基づき社内勉強会も実施しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は総務課として、運用を行っております。また、「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、取引先に対して、インターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックも行っております。

また、取引先との間で締結する基本契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

さらに、所轄警察署や各地の暴力追放推進センターとの関係を強化しており、不当要求防止責任者を選任し、届け出ております。

V その他

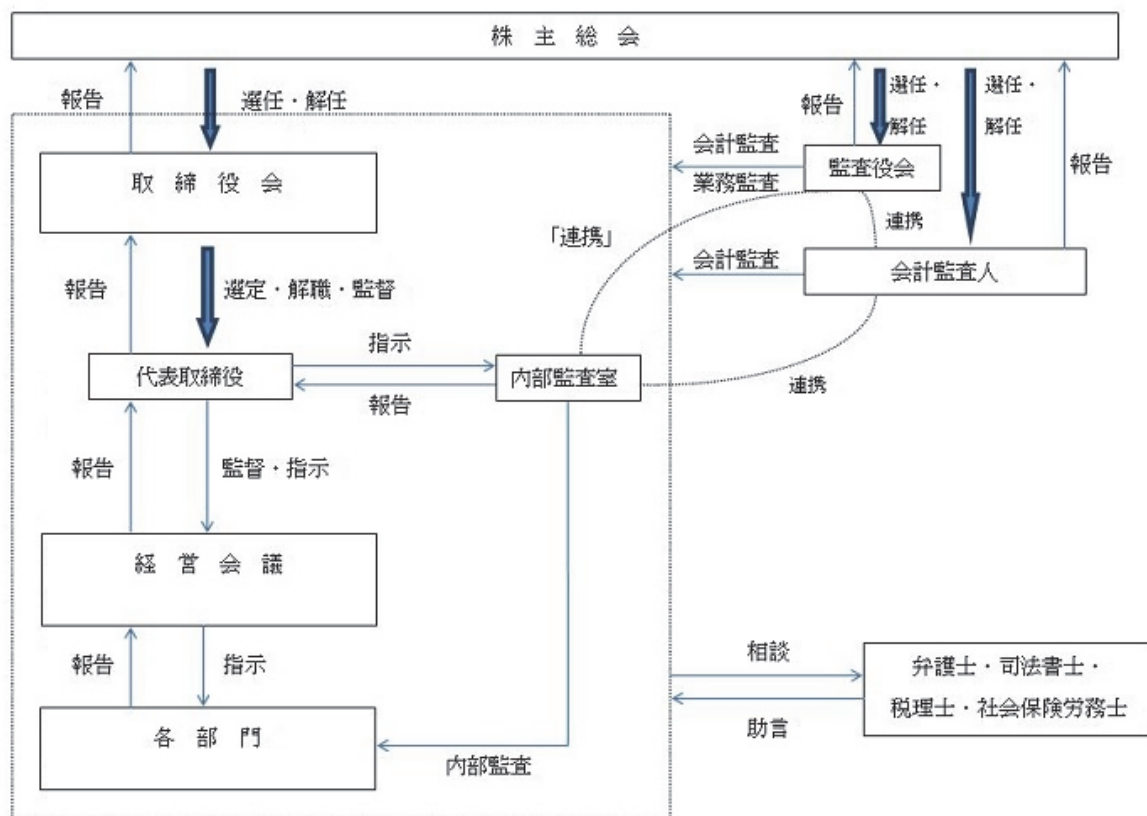
1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

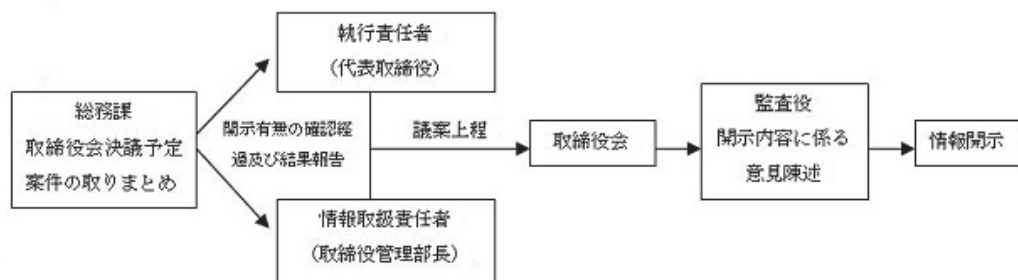
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示の体制（参考資料）】

＜決定事実・決算に関する情報等＞



＜発生事実に関する情報等＞

